

《代表的な指標》

項目	現況値 (R2 年度)	目標 (R3~R7 年度まで)
男女共同参画に係る周知・啓発	0回	年2回以上
審議会等における女性委員の登用率	14.3%	25.0%

《本町の体制》

(1) 推進体制Ⅰ

男女共同参画は、行政各分野に横断的に関連して実施されるべき施策です。各専門分野における男女共同参画に関する課題等について把握・する必要があるため、庁舎及び庁外各種団体から推薦された委員による「下郷町共同参画社会推進協議会」を設置しています。

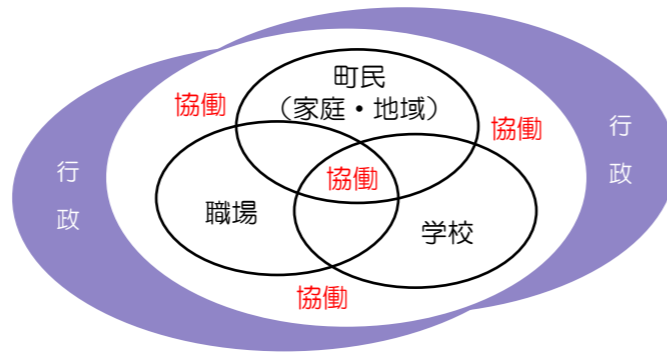
(3) 推進体制Ⅲ

男女共同参画を町全体で一体的に推進するため、職場・学校・地域・家庭及び行政が連携を図り、情報を共有しながら協働して各種施策に取り組みます。

(2) 推進体制Ⅱ

町民の皆さんからさらなる幅広い意見を取りまとめて検討していくため、「下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会」を設置しています。

《協働推進体制イメージ》



て尊重され、「自分らしさ」を発揮できる社会を築くために掲げている内容です。行政だけでなく、皆さまとのパートナーシップ精神で、各施策に取り組みます。引き続きご理解とご協力をお願いします。

《最後に》

私たちを取り巻く環境は日々変化しており、国際化、高度情報化、過疎化・少子化が進み、家族形態やライフスタイルの多様化など大きく変化しています。

本プランは、人が性別に関わりなく、人とし

詳細は **下郷町 男女共同参画** で検索

下郷町教育委員会

〒969-5345

福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地

電話：0241-69-1168

E-mail：shakai\_kyouiku\_01@town.shimogo.fukushima.jp



《概要版》

下郷町第2次男女共同参画プラン

《男女共同参画社会とは》

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責

任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法第2条)

また、基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱を下記のとおり掲げています。その中で、国、地方公共団体、国民がそれぞれ果たす役割を定めています。



国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

【国・地方公共団体・国民の役割】

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に施策・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女の対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようになります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

# 【基本理念】男女が個人として尊重され、地域のあらゆる分野で共に参画し、責任を担うまち



## 「下郷町の取り組み」

平成23年3月に「下郷町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

しかし、町民の意識調査によると目標とする姿からは程遠いものがあります。

また、東日本大震災をはじめとした大規模な自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大等により社会情勢が大きく変化しています。

そのような中、「下郷町男女共同参画プラン」が令和2年度に終期を迎えることや社会情勢の変化に対応するため、「下郷町第2次男女共同参画プラン」を策定しました。

なお、本プランは、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、共に責任を担う社会を構築するための計画となります。

## 「計画の位置付け」

第6次下郷町総合計画の「つなぎ、育み、人づくりの町」の実現に向け、国及び県との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成促進のための計画です。

## 「計画の期間」

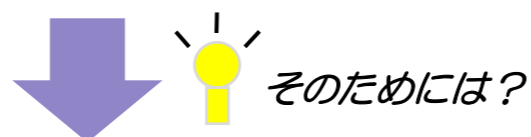
2021年（令和3年度）～  
2025年度（令和7年度）までの5カ年

## 「基本目標Ⅰ」

みんなで取り組む  
男女共同参画の環境づくり



男女共同参画の社会づくり



### (1) 男女共同参画に関する調査と啓発の推進

【主な項目】

- ①地域における社会通念・習慣の見直し
- ②男女共同参画意識の啓発

### (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【主な項目】

- ①家庭における教育・学習の推進
- ②学校における教育・学習の推進
- ③職場における教育・学習の推進

### (3) メディアにおける男女平等の配慮

【主な項目】

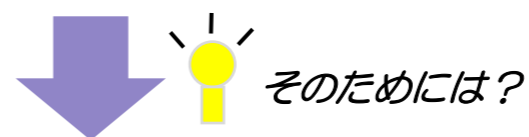
- ①情報発信についての実態の把握と配慮

## 「基本目標Ⅱ」

みんなが安心して  
暮らせる地域づくり



個人が尊重される社会づくり



### (1) 人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進

【主な項目】

- ①人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進
- ②人権を守る環境づくり
- ③セクハラ等防止対策
- ④みんなにやさしいまちづくり
- ⑤国際的協調

### (2) 男女間の暴力の根絶

【主な項目】

- ①男女間の暴力を根絶するための環境づくり

### (3) 生涯にわたる健康づくりの推進

【主な項目】

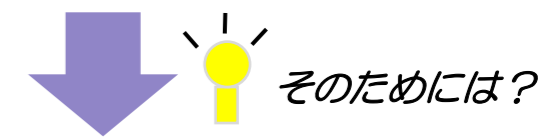
- ①総合的な健康福祉施策の充実
- ②HIV（エイズ）、性感染症対策
- ③男女の性と健康についての啓発
- ④性別に特有な病気の予防・啓発
- ⑤健康なこころの維持

## 「基本目標Ⅲ」

みんなが主役のまちづくり  
（女性活躍推進法市町村推進計画）



協働による活力あるまちづくり



### (1) 女性の参画促進と人材育成

【主な項目】

- ①政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②女性の人材育成と能力開発及びエンパワメントの確立

### (2) 仕事と生活の調和の推進

【主な項目】

- ①雇用の場における男女平等の推進
- ②女性の再就職等の支援

### (3) 地域コミュニティの再生と創造の推進

【主な項目】

- ①地域コミュニティの活性化支援
- ②地域力の再生支援
- ③伝統文化の保存・継承
- ④活躍の場づくり

